

甲は、「オンラインオフィススイート導入パック」(以下、「本サービス」という)を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. オンラインオフィススイート導入パック(Office 365 対応)

(1) DNS/ドメイン設定

- ① 乙は、設置作業依頼書にもとづき次の事項を実施します。
 - イ) Office 365 用の DNS レコードの登録得
 - ロ) ドメイン設定/DNS 名前確認
 - ハ) オンラインサービスの稼働確認
- ② 甲は、Office 365 管理サイトでドメイン設定、DNS 名が「確認済」であることを確認するものとし、当該確認をもって本号①の作業は完了とします。
- ③ 「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
 - イ) 甲の「オフィスあんしん オンラインオフィススイート (マイクロソフト Office 365)」が有効であること。
 - ロ) 乙が使用する甲の PC が「本サービス」の実施に必要な環境になっていること。
 - ハ) 「本サービス」の実施に必要な情報が記載された乙所定の書面を、「本サービス」着手前までに甲が乙に提供すること。

(2) ユーザーアカウントの設定

- ① 乙は、Office 365 の オンラインガイドにもとづき次の事項を実施します。
 - イ) ユーザー登録用 CSV ファイルのインポート
 - ロ) ユーザー登録の確認
 - ハ) 甲が指定した登録ユーザー5名までの管理者設定
- ② 甲は、乙が Office 365 管理サイトにて確認したユーザーが、ユーザー登録用 CSV ファイルのユーザーと一致することを確認するものとし、当該確認をもって本号①の作業は完了とします。
- ③ 「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
 - イ) 甲の「オフィスあんしん オンラインオフィススイート (マイクロソフト Office 365)」が有効であること。
 - ロ) 乙が使用する甲の PC が「本サービス」の実施に必要な環境になっていること。
 - ハ) 「本サービス」の実施に必要な情報が記載された乙所定の書面および電子ファイルを、「本サービス」着手前までに甲が乙に提供すること。

(3) オフィスあんしん Office 365 追加推奨設定

- ① 乙は、乙所定の「Office365 活用ガイド」を設定手順書に基づき SharePoint Online 上に作成したサイトにインポートします。
 - イ) Office 365 活用ガイドのダウンロード
 - ロ) Office 365 活用ガイドの提供環境構築
 - ハ) Office 365 活用ガイドの閲覧確認
 - ② Office 365 活用ガイドの紹介
 - ③ Office 365 活用ガイドの更新版の提供は行わないものとします。
- (4) 「本サービス」には、次の作業は含まないものとします。
- ① Exchange と Exchange Online の共存環境の設定
 - ② 甲の LAN 内の SMTP サーバー、メーリングリストサーバーとの共存環境の設定
 - ③ Active Directory とのアカウント連携設定(同期/シングルサインオン)
 - ④ Skype for Business(旧 Lync Online)の甲以外のユーザーアカウントとの接続設定

2. クライアント PC 設定オプション

(1) Office 365 アプリケーションのインストール

- ① 乙は設置作業依頼書にもとづき次の事項を実施します。
 - イ) アプリケーションのインストール
 - ロ) アプリケーションの動作確認
- ② 甲は、アプリケーションが正常に起動することを確認するものとし、当該確認をもって本号①の作業は完了とします。
- ③ 「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
 - イ) 甲の「オフィスあんしん オンラインオフィススイート (マイクロソフト Office 365)」が有効であること。
 - ロ) 本オプションは基本サービスと同時に契約すること。オプション単独での契約はできない。
 - ハ) 複数拠点の場合、拠点毎に台数に応じたオプションを適用し、基本サービスは任意の一拠点で適用すること。

(2) メール環境設定

- ① 乙は設置作業依頼書にもとづき次の事項を実施します。
 - イ) Outlook メールの送受信設定
 - ロ) 起動確認
 - ② 甲は、メールサーバーにログインできることを確認するものとし、当該確認をもって本号①の作業は完了とします。
- (3) Office365 ログインサイトのブックマーク登録
- ① Office 365 サイトのブックマーク登録
 - ② 甲は、メールサーバーにログインできることを確認するものとし、当該確認をもって本号①の作業は完了とします。

3. 第 2 項で定めるクライアント PC 設定オプションを契約する場合、追加する台数は、注文書に記載するものとします。

4. 本項は、前 3 項に共通して適用するものとします。

- (1) 甲は、すみやかに「本サービス」の完了を確認し、「終了確認証」を乙へ提出するものとします。
- (2) 乙は、「本サービス」が完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知するものとし、次号に定める場合を除き、その扱いについて別途協議するものとします。
- (3) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に「本サービス」の料金を支払うものとします。乙が、「本サービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「本サービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して「本サービス」の料金を支払うものとします。
- (4) 甲は、「本サービス」を乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
- (5) 「本サービス」完了後、甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
- (6) 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、「本サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第 4 号の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。
- (7) 前 2 号の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。

以上